

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 現物給与の価額が改正されます

令和8年10月1日から、住宅による現物給与の価額および算出方法が変わります。

住宅にかかる価額の単価については、居住面積1畳当たりの価額から総面積1㎡当たりの価額に変更になります。詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

住居の現物給与価額の算定にかかる取り扱いについて

【①令和8年9月30日まで】

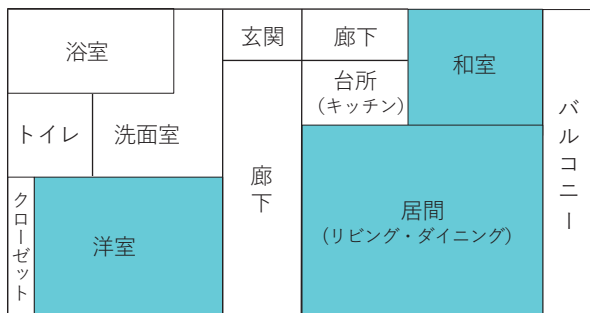
価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室も含めません。

【②令和8年10月1日から】

価額の計算にあたっては、居住する住宅の床面積の合計（総面積）を対象とします。ただし、別棟の物置・車庫の面積や共同で使用している部分の面積は除きます。

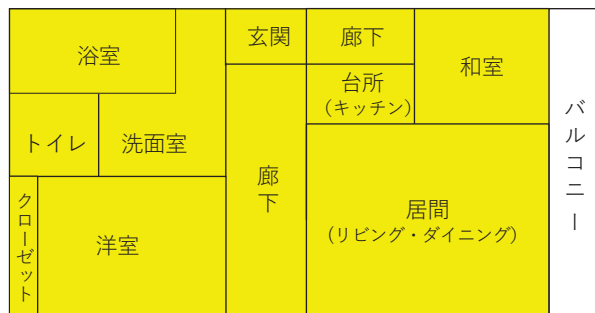
【例】

①改正前



の部分が対象となります。

②改正後



の部分が対象となります。

ご案内

令和8年10月1日から短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の保険料負担を支援する制度（保険料調整制度）が始まります

保険料調整制度の対象となる事業所（※1）の事業主は、制度を利用した場合、被保険者の保険料の一部を一時的に負担することにより、対象となる被保険者（※2）の健康保険・厚生年金保険の保険料負担を、通算3年間軽減することができます。なお、事業主が一時的に負担した保険料は、一定期間経過後に還付するため、事業主が最終的に納付する保険料は増えません。

※1 制度の対象となる事業所

令和8年10月1日以降に任意特定適用事業所となった事業所が対象です。制度を利用する場合、任意特定適用事業所となった日から2年を経過した日が属する月の前月までに申出が必要です。なお、令和9年10月以降に対象となる事業所は、下部のURLまたは二次元コードよりホームページをご確認ください。

※2 制度の対象となる被保険者

短時間労働者として健康保険・厚生年金保険に加入した被保険者のうち、標準報酬月額が12.6万円以下の方が対象です。

保険料調整制度の詳細や手続き方法等は、
こちらからご確認ください。

保険料調整制度のご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html>



日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

ご案内 多言語通訳サービスが利用できます

年金事務所の窓口に来訪された時や、コールセンター（ねんきんダイヤル・ねんきん加入者ダイヤル等）に年金相談をする際は、**無料の多言語通訳サービスが利用できます**。

外国語で相談したい従業員の方にぜひご紹介ください。

なお、多言語通訳サービスを利用する際のイメージ動画を日本年金機構ホームページに掲載しています。詳しくは、URLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

<利用できる言語>

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語

<利用できる時間>

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	第 2 土曜日
英語※1	8 : 30～ <u>19 : 00</u> ※3	8 : 30～17 : 15				<u>9 : 30～</u> <u>16 : 00</u>
英語以外※2	8 : 30～17 : 15					利用でき ません

※1：第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3は利用できません。

※2：土・日・祝日、12/29～1/3は利用できません。

※3：月曜日が祝日の場合、翌日以降の平日の初日に19:00まで利用できます。

ご案内 国民年金第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合は手続きが必要です

国民年金第3号被保険者が、厚生年金保険に加入している方（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者でなくなった場合は、国民年金第3号被保険者非該当の手続きが必要です。

手続きについては、国民年金第2号被保険者が勤務する事業所（事業主）または健康保険組合等を経由し、下表のとおり速やかに行ってください。

<国民年金第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合の手続き>

被扶養配偶者でなくなるケース		国民年金第2号被保険者が加入している健康保険	
		健保組合、国保組合、共済組合	全国健康保険協会
①※	・国民年金第3号被保険者の年間収入が130万円（障害者の場合は180万円）以上見込まれる場合 ・離婚等により生計維持関係がなくなった場合	国民年金第3号被保険者関係届を提出	健康保険被扶養者（異動）届を提出
②	・国民年金第3号被保険者が、就職等により厚生年金保険に加入し、国民年金第2号被保険者に該当した場合	手続き不要	健康保険被扶養者（異動）届を提出

※ケース①の方は、お住まいの市（区）役所または町村役場で、国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への変更の届出が必要です。制度・手続きの周知をお願いします。

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

日本年金機構 公式SNS

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



X (旧Twitter)



https://x.com/Nenkin_Kikou



Facebook



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

2608 1017 001 (全国)